

第二期四国中央市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務公募型プロポーザルの実施について

第二期四国中央市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務に係る受託者の募集及び選定に関し、次のとおり公告する。

平成 30 年 11 月 7 日

四国中央市長 篠原 実

1 業務の概要

(1) 業務名

第二期四国中央市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務

(2) 業務の内容

子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 61 条の規定に基づき、平成 32 年度から平成 36 年度までを計画期間とする第二期四国中央市子ども・子育て支援事業計画の策定に当たり、市民の子育て意識の実態並びに未就学児童及び小学生児童の保護者のニーズを把握するための調査を実施し、集計及び分析を行う。

(3) 履行期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 20 日（水）まで

(4) 予定価格

1,836,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

2 参加資格

本業務の公募に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たす者とする。

- (1) 四国内に本店、支店又は営業所を有し、平成 29・30 年度建設工事等入札参加資格審査申請書（業務委託）を提出し、本プロポーザルの参加表明書の提出締切日の前日までに入札参加資格を有していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定のいずれにも該当しないこと。
- (3) 参加表明書の提出締切日から契約締結日までの間において、四国中央市建設工事等入札参加資格停止措置要綱（平成 16 年四国中央市告示第 35 号）に基づく入札参加資格停止措置を受けていないこと。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てがなされていないこと。

- (5) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員である役員若しくは使用人を有する団体又はこれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (7) 類似業務の実績として、本年を含む過去 10 年間に官公庁において、子ども・子育て支援事業計画又は福祉に関する計画に係るニーズ調査等の受託実績を有すること。

3 手続等

(1) 業務担当課

四国中央市役所福祉部こども課

住所 〒799-0497 愛媛県四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号

電話番号 0896-28-6027

FAX 番号 0896-28-6031

E メールアドレス kodomoka@city.shikokuchuo.ehime.jp

(2) 実施要領の交付期間、場所及び方法

公告の日から平成 30 年 12 月 3 日（月）までの期間において、市公式ホームページからダウンロードすること。

なお、追加資料を配付する必要がある場合は、参加表明のあった者に限り業務担当課から別途配付するものとする。

(3) 参加表明書の提出

公告の日から平成 30 年 12 月 3 日（月）まで（四国中央市の休日を定める条例（平成 16 年四国中央市条例第 3 号）第 1 条第 1 項に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに上記(1)の業務担当課に持参又は郵便書留の方法により提出すること。

(4) 企画提案書及び価格提案書の提出

公告の日から平成 30 年 12 月 10 日（月）まで（休日を除く。）の午前 9 時から午後 5 時までに上記(1)の業務担当課に持参又は郵便書留の方法により提出すること。

4 選定委員会

本業務の受託者の選定に当たっては、第二期四国中央市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務委託事業者選定委員会において、優先交渉権者を選定するものとする。

5 見積書の徴取

優先交渉者との契約交渉において、本業務に係る見積書を徴取するものとする。この場合、優先交渉者は、見積書の提出に当たり、詳細な費用内訳書を添付しなければならない。

なお、当該業務の契約に係る金額は、予定価格を上限とする。

6 その他

- (1) 質疑応答の窓口は、上記3(1)の業務担当課とする。
- (2) プロポーザルに要する費用は、全て提案事業者の負担とする。
- (3) その他詳細については、第二期四国中央市子ども・子育て支援事業計画策定に係るニーズ調査等業務公募型プロポーザル実施要領による。